

毎週火曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年一月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次	技能労務職員 の給与に関する規則の一部を改正する規則
◇規則	技能労務職員 の給与に関する規則の一部を改正する規則
◇教委規則	技能労務職員 の給与に関する規則の一部を改正する規則

規則

技能労務職員
の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第七十三号

技能労務職員
の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員
の給与に関する規則(昭和三十二年十月

鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	22,700	17,600	14,600	9,400	8,600
2	24,600	19,100	15,600	9,600	9,000
3	26,500	20,700	16,600	9,900	9,400
4	28,400	22,400	17,600	10,300	9,900
5	30,300	24,100	19,100	10,700	10,300
6	32,200	25,800	20,600	11,100	10,700
7	34,100	27,500	22,100	11,600	11,100
8	35,600	29,200	23,600	12,100	11,600
9	37,100	30,900	25,100	12,800	12,100
10	38,400	32,300	26,500	13,700	12,800
11	39,500	33,500	27,600	14,600	13,700
12	40,400	34,300	28,700	15,500	14,600
13	41,300	35,100	29,800	16,400	15,500
14	42,000	35,800	30,500	17,600	16,400
15	42,700	36,500	31,100	19,100	17,300
16	43,400	37,200		20,600	18,300
17	44,100			22,100	19,300
18				23,600	20,300
19				25,100	20,900
20				26,500	21,400
21				29,200	21,900
22				30,900	
23				31,900	
24				32,700	
25				33,500	
26				34,200	
27				34,900	
28					
29					
30					

別表第三を次のように改める。
別表第三
初任給基準表

職務	技能職		職種	学歴	初任給
	中	高			
中学卒	中学卒	高校卒	学歴	初任給	給
八、六〇〇円	九、四〇〇円	一〇、三〇〇円			

附則第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。
5 技能労務職員の給与条例附則第三項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が二級地とされていた地域である地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十八年九月三十日までの間においては三分の一、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間においては三分の二、昭和三十九年十月一日以降におい

ては三分の三を乗じて得た額とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
- 2 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)において切替える職員の号給は、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第一の切替表(以下「切替表」という。)に定める号給とする。
- 3 職員のうち、その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したと

なる日以後の直近の日(以下この項において「切替日」とみなす日)という。)に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額を、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

4 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の技能労働職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)第三条第四項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(旧号給を受けていた期間の特例)

5 附則別表第二に掲げられている号給と号数を同じく

する旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

(施行日までの異動者の号給の決定等)

6 切替日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の給与規則の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給に異動のあつた職員の改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における号給及び当該号給を受けることとなる期間並びにそれらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、別に知事が定める。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置のうち特に定めのない事項)

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、給料

の切替え及び切替えに伴う措置については、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の適用を受ける者の例による。

(給与の内払)

8 改正前の給与規則の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。

附則別表第二

等級	号	給
1 等級	1号給から18号給まで	
2 等級	5号給から18号給まで	
3 等級	8号給から17号給まで	
4 等級	19号給から29号給まで	
5 等級	20号給及び21号給	

教育委員会規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月二十四日
鳥取県教育委員会委員長
職務代行者 小田 大吉

鳥取県教育委員会規則第十号
技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

附則別表第一

切 替 表

職務の等級 区分 旧号給	1 等級		2 等級		3 等級		4 等級		5 等級	
	号期	暫定給	号期	暫定給	号期	暫定給	号期	暫定給	号期	暫定給
	給間	料月額	給間	料月額	給間	料月額	給間	料月額	給間	料月額
1	1		1		1		1		1	
2	2	24,100	2	18,700	2		2		2	
3	3	25,500	3	19,800	3		3		3	
4	4	26,900	4	21,000	4		4		4	
5	4		4		5	18,600	5		5	
6	5	29,800	5	23,600	6	19,700	6		6	
7	6	31,200	6	24,800	7	20,800	7		7	
8	7	32,600	7	26,000	8	23,200	8		8	
9	7		7	28,700	9	24,300	9		9	
10	8		8	29,900	9		10		10	
11	9		9	31,200	10	25,400	11		11	
12	10		10		11	27,500	12		12	
13	11		11		12	28,400	13		13	
14	12		12		13	29,100	14		14	
15	13		13		14		15	18,600	15	
16	14		14		15		16	19,800	16	18,200
17	15		15				17	20,800	17	19,100
18	16						18	23,200	18	19,700
19							19	24,300	19	
20							20	25,400	20	
21							21	28,700	21	
22							22	29,900		
23							23	31,000		
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

9,700

別表第一

技能労働職給料表

職務の等級 号給	1等級	2等級
	給料月額	給料月額
1	9,400	8,600
2	9,600	9,000
3	9,900	9,400
4	10,300	9,900
5	10,700	10,300
6	11,100	10,700
7	11,600	11,100
8	12,100	11,600
9	12,800	12,100
10	13,700	12,800
11	14,600	13,700
12	15,500	14,600
13	16,400	15,500
14	17,600	16,400
15	19,100	17,300
16	20,600	18,300
17	22,100	19,300
18	23,600	20,300
19	25,100	20,900
20	26,500	21,400
21	29,200	21,900
22	30,900	
23	31,900	
24	32,700	
25	33,500	
26	34,200	
27	34,900	

附則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年十一月一日から適用する。
- 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)において切替える職員は、その者の切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)に対応する附則別表第一の切替表(以下「切替表」という。)

に定める号給とする。

- 職員のうち、その者の旧号給が、切替表に期間の定めのある号給である職員で、切替日において旧号給を受けていた期間がその者の旧号給に対応する切替表に定める期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過したことになる日以後の直近の日(以下この項において「切替日

とみなす日」という。)に、その者の旧号給に対応する切替表に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間における給料月額、その者の旧号給に対応する切替表の暫定給料月額に掲げる額とする。

(旧号給を受けていた期間の通算)

- 附則第二項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の技能労働職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)
- 第三条第四項の規定の適用については、その者が旧号給を受けていた期間(その者の旧号給が切替表に期間の定めのある号給であるときは、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する切替表に定める期間を減じた期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(旧号給を受けていた期間の特例)

- 附則別表第二に掲げられている号給と号数を同じくする旧号給を受ける職員に対する附則第三項及び附則

第四項の規定の適用については、これらの規定中「旧号給を受けていた期間」とあるのは、「旧号給を受けていた期間に三月を加えた期間」とする。

(施行日までの異動者の号給の決定等)

- 切替日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)
- の前日までの間において、改正前の給与規則の規定により新たに給料表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号給に異動のあつた職員の改正後の給与規則の規定による当該適用又は異動の日における号給及び当該号給を受けることとなる期間並びに、それらの職員のうち附則第三項に規定する給料月額を受ける職員についての当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、別に教育委員会が定める。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置のうち特に定めのない事項)

- 附則第二項から前項までに定めるもののほか、給料の切替え及び切替えに伴う措置については、職員の給

附則別表第一

等級	号	給
1 等級	9号給から19号給まで	
2 等級	20号給及び21号給	

附則別表第一

与に関する条例(昭和三十六年二月鳥取県条例第三号)の適用を受ける者の例による。
(給与の内払)

切替表

職務の等級 区分 旧号給	1 等級			2 等級		
	号給	期間	暫定給料額	号給	期間	暫定給料額
1	11			1		
2	12			2		
3	13			3		
4	14			4		
5	15	3	18,600	5		
6	16	6	19,700	6		
7	17	9	20,800	7		
8	17			8		
9	18	3	23,200	9		
10	19	6	24,300	10		
11	20	9	25,400	11		
12	20			12		
13	21	3	28,700	13		
14	22	6	29,900	14		
15	23	9	31,000	15		
16	23			16	3	18,200
17	24			17	6	19,100
18	25			18	9	19,700
19	26			18		
20	27			19		
21				20		
22				21		

8 改正前の給与規則の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の給与規則の規定による給与の内払とみなす。